



平成24年10月24日

千代田区長
石川 雅己 殿

千代田区特別職報酬等審議会
会長 武藤 博己

千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について（答申）

平成24年5月29日付24千政総務発第45号により本審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会	長	武	藤	博	己
会長職務代理		前	川	秀	樹
委	員	上	村	協	子
委	員	鎌	倉		勤
委	員	近	藤	照	恭
委	員	平		真	美
委	員	番		敦	子
委	員	藤	原	房	子
委	員	水	野	正	雄
委	員	山	崎	久	美子

答 申

1 はじめに

千代田区特別職報酬等審議会は、平成24年5月29日に千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について」諮問を受けた。

この諮問を受けて、本審議会はこれまで6回にわたり精力的に会議を開き、前回答申（平成21年8月6日）以降の社会経済情勢の変化及び国・都・他区の動向などについて、慎重に審議を行った結果次のとおり答申する。

2 審議結果（結論）

（1）報酬等の額

報酬等については、特別区人事委員会の勧告率を参考とし、過去3年間及び直近の平成24年における同勧告率を加算した△1.07%を現行の報酬等の額に乗じたものとする。

① 区長及び副区長の給料月額

区 長 1, 2 8 0, 0 0 0 円（現行 1,294,000円、△14,000円）

副区長 1, 0 2 2, 0 0 0 円（現行 1,034,000円、△12,000円）

② 議員及び役職にある議員の議員報酬月額

議 長 9 2 1, 0 0 0 円（現行 931,000円、△10,000円）

副議長 8 0 6, 0 0 0 円（現行 815,000円、△ 9,000円）

委員長 6 7 7, 0 0 0 円（現行 685,000円、△ 8,000円）

副委員長 6 4 7, 0 0 0 円（現行 654,000円、△ 7,000円）

議 員 6 1 6, 0 0 0 円（現行 623,000円、△ 7,000円）

3 検討経過

(1) 報酬等決定の基本原則（検討の考え方）

- ① 区長・副区長の給料及び区議会議員の議員報酬は、その職責に支払われるもので労働の対価とは異なる。
- ② 現在の社会経済状況を踏まえ、区民感覚で検討する。
- ③ 千代田区での生活実態（物価等）を考慮し検討する。
- ④ 新たな地域ニーズや対応すべき課題も増えていることを前提に検討する。
- ⑤ 民間事業所や国、他自治体等の給与額を参考に報酬等の適否を検討する。
- ⑥ 「職務と責任の原則」、「均衡の原則」及び「情勢適応の原則」を基本に判断する。

(2) 検討過程の意見

- ① 区長及び副区長の給料月額については、平成22年1月から平成25年2月までの間、特例条例により約5%程度減額しているが、本審議会としては特例減額後の金額ではなく、条例本則の額を審議の対象とする。
- ② 前回の答申から3年（額の改定から6年）が経過し、東日本大震災という未曾有の被害から、景気動向にも影響が出ている。
- ③ これまでの報酬額は特別区の人事委員会勧告をもとに、前回の報酬等審議会の答申時にさかのぼり、勧告率を累積して反映させている経過がある。
- ④ 議員活動は、議会への出席日数や事前準備などの公的なものと、ただちに公的とも言い難い部分があることを考慮すべきである。
- ⑤ 千代田区の議員報酬月額が23区で一番高いということは、かねてから生活給として地価や消費者物価などを考慮した経過があったものと考える。
- ⑥ 議員数については、区の人口・面積などにより異なるものの、千代田区という大都市にふさわしい必要数を確保する必要がある。しかし、本審議会で適正議員数を算出することは難しい。
- ⑦ 諸外国では、議員としてボランティアで地域にかかわっているところがある。日本では一定の報酬と調査費を支給し、誰もが議員になれる仕組みがとられているが、欧米型の議員のあり方も視野に入れ将来的には検討すべき内容である。

(3) 報酬等の額の適否

報酬等の額については、これまで人事院勧告や東京都の賃金指数、特別区人事委員会勧告の数値等を参考に報酬額の適否について検討を重ねてきた。

その結果として、これまで、より地域実態を反映している特別区人事委員会の給与勧告率を報酬等の額を算定するうえでの基本数値としてきた経緯があることから、平成24年度においては、直近の特別区人事委員会勧告の状況を見極めたうえで、その数値も踏まえ報酬等の額の答申を行うこととした。

① 国の動向

○「国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律」の概要

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費及び期末手当に関する特例を定めることとした。

- ・ 歳費：各議院の議長、副議長及び議員 $\Delta 12.88\%$
- ・ 期末手当：各議院の議長、副議長及び議員 $\Delta 12.88\%$
- ・ 特例期間：平成24年5月1日から平成26年4月30日まで

○「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の概要

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めることとした。

- ・ 一般職：俸給月額 本省課室長相当職員以上 $\Delta 9.77\%$
 - 〃 本省課長補佐・係長相当職員 $\Delta 7.77\%$
 - 〃 係員 $\Delta 4.77\%$
- ・ 管理職手当 一律 $\Delta 10\%$
- ・ 期末・勤勉手当 一律 $\Delta 9.77\%$ 等
- ・ 特別職：俸給月額 内閣総理大臣 $\Delta 30\%$
 - 〃 国务大臣・副大臣クラス $\Delta 20\%$ 等
- ・ 給与減額支給措置期間：平成24年4月から平成26年3月31日まで

② 人事院の給与勧告について

○平成24年の給与勧告：月例給、ボーナスともに改定なし

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出した結果、減額前の較差は $\Delta 0.07\%$ と極めて僅かであり月例給の改定はなしとした。公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定はなしとした。

○50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するために、昇給・昇格制度を見直す。

55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止し、また、高位の号給から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減した。

③ 東京都名目賃金指数（現金給与総額）について

事業所規模 30 人以上の東京都名目賃金指数は、前回の報酬等審議会を開催した平成 21 年を 100 とした場合、平成 22 年は 100.7%、平成 23 年は 100.9%と若干ではあるが上昇している。

④ 東京都区部消費者物価指数

前回の報酬等審議会を開催した平成 21 年を 100 とした場合の区部消費者物価は、平成 22 年は 99.0%、平成 23 年は 98.5%と若干ではあるが低下している。

⑤ 特別区の給与勧告の概要

特別区人事委員会給与勧告率は、平成 21 年は $\Delta 0.38\%$ 、平成 22 年は $\Delta 0.30\%$ 、平成 23 年は $\Delta 0.20\%$ 、そして直近の本年平成 24 年は $\Delta 0.19\%$ と 4 年連続でマイナス勧告が行われている。

⑥ 特別区の報酬等審議会の答申状況（平成21年度から平成23年度）

各区の報酬等審議会において、特別区人事委員会の数値を参考に改定を行っている状況を調査してみると以下のとおりとなり、同数値が改定の際に多くの区が参考としているとみられる。

- ・特別区人事委員会の勧告率と同率で議員報酬、区長等給料を改定している区は、平成21年度は7区（うち2区は区長等給料のみ）、平成22年度は8区（うち3区は区長等給料のみ）、平成23年度は9区（うち1区は区長等給料のみ）である。

⑦ 千代田区議会議員の費用弁償の実績について

平成21年度は年間12,465,000円（支給件数2,493件）であったが、議員提出議案により平成22年9月に一日一律5,000円で支給していた費用弁償を交通実費相当に改正した結果、平成23年度は年間498,400円（支給件数1,246件）となった。

⑧ 千代田区議会政務調査研究費について

平成19年度から平成23年度までの5年間の予算額に対する執行率は90%を超え、特に平成23年度の実績は44,590,917円で予算額に対する執行率は99.4%に達し、議員の活発な調査活動がうかがえる。

また、本年9月に改正地方自治法が公布され、地方自治法に規定している政務調査費の名称を政務活動費に、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

千代田区議会では、平成13年の法制化当初より政務調査研究費使途基準を定め、その使途内容については領収書原本の添付を義務化し、第三者機関である政務調査研究費交付額等審査会による審査を実施しており、今般の法改正に先行して透明性の確保に努めている。

4 今後の課題

- (1) 議員の議員報酬額は23区中、上位にある。報酬額だけでなく政務調査研究費などを含めた総合的な観点からの検討を進め、期末手当の支給月数の見直しを行うなど、議会の独自の議論を期待する。
- (2) 成熟社会における社会経済情勢の変化を考えると、報酬等審議会の開催年次が現行の3年に一度が妥当かどうか、区長としても、現行の報酬等審議会の開催を必要に応じて増やすなどの検討を行うことが望まれる。

以上